

令和7年度 GLOBAL-Tex

「高機能素材 Week 大阪展」「ものづくりワールド 大阪」出展に伴うブース企画・設営業務 委託先募集要項(公募型プロポーザル)

1. 案件名称

令和7年度 GLOBAL-Tex「高機能素材 Week 大阪展」「ものづくりワールド 大阪」出展に伴う
ブース企画・設営業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪・関西万博開催による効果を活かし、国内外における販路の開拓に向けて、大阪・関西
万博開催期間中にインテックス大阪にて開催される二つの大規模展示会(「高機能素材 Week
大阪展」「ものづくりワールド 大阪」)への共同出展を通じて、大阪市内中小企業のビジネスチャ
ンスの創出・獲得の支援につなげることを目的とする。

今般、上記目的を達成するため、受注者の持つ展示ブース設営に関するノウハウや、幅広い
知識と経験、デザインに関する専門性を活用すべく、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙1「令和7年度大規模展示会活用プログラム「GLOBAL-Tex」における「高機能素材
Week 大阪展」「ものづくりワールド 大阪」出展に伴うブース企画・設営業務委託仕様書(案)」
(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 15,000千円(2展示会合計・消費税および地方消費税を含む)

※令和7年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日から2025年10月31日(金)まで

(5) 履行場所

インテックス大阪(大阪市住之江区南港北1-5-102)及び指定する場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、産業局は
契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

産業局の契約事務取扱規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は産業局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき、決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結しないことがある。また、産業局が被った被害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、産業局の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、産業局の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により産業局の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との規約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているものであってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を産業局に提出しなければならない。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4. 参加資格等

次のアからキまでの要件をすべて満たす者、又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。但し、単独で参加した事業者が、共同企業体の構成員になることおよび、各構成員が複数の共同事業体の構成員となることはできないものとする。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が以下の要件に該当すること。次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ 適切な情報セキュリティー・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (イ) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

5. スケジュール

●質問受付期限	2025 年 2 月 28 日(金)午後 5 時
●質問に対する回答	2025 年 3 月 5 日(水)
●参加申請関係書類の提出期限	2025 年 3 月 18 日(火)午後 5 時
●選定結果通知	2025 年 3 月 26 日(水)
●契約締結・事業開始	2025 年 4 月 1 日(火)
●事業完了	2025 年 10 月 31 日(金)

6. 応募手続きに関する事項

(1) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

公募開始日から 2025 年 3 月 18 日(火)午後 5 時まで(必着)

イ 提出方法

A. 下記電子メールアドレスあてに提出すること。

電子メールアドレス bpt2025@obda.or.jp

※電子メール送信後は必ず電話確認(電話:06-6264-9920)を行うこと。

電話確認を行わなかった場合は質問に回答できないことがある。

また、電話・FAX等による質問は受け付けない。

B. 電子メール件名の始めに「【質問】」と明記すること。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、2025 年 3 月 5 日(水)(予定)にメールで回答する。

また寄せられた質問と回答は、質問者名を伏せて産業局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

原本1部および PDF 形式の電子データ。

企画提案参加申請書と見積書の原本には捺印のこと。

(ア) 企画提案参加申請書(様式1)

(イ) 共同企業体届出書(様式2)

※共同企業体で参加の場合は提出すること

(ウ) 企画提案金額の応募金額提案書(様式3)

※別途積算内訳(様式自由の見積書)を添付し、根拠となる積算金額を詳細・明瞭に表示すること(工数・単価等)

(エ) 誓約書(様式4・5)

※様式4及び5については共同企業体で参加する場合は参加企業全てが提出すること。

(オ) 提案書類(様式自由)

【記載が必要な事項】

・ブースのテーマ・コンセプトを表現したイメージ図を記載すること

・正面パース図、平面図を記載すること

・来場者を誘引する仕掛けや工夫について、その説明を記載すること

・20 社の展示ブース、事務局カウンター、商談ブースの位置を記載すること

(カ) 会社概要(パンフレット等)

※パンフレット等が冊子等印刷物の場合は、PDF 形式の電子データは不要とし、冊

子を4部提出すること。

(キ)社内組織体制図(様式自由)

※本業務を担当するチームの構成・責任者名を明記すること。

(ク)過去3年間の本業務と同様の業務実績(様式自由)

イ 提出期限

2025年3月18日(火)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

提出期限までに下記提出先まで提出すること。原本は原則郵送での提出とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等にて送付すること。

提出先:公益財団法人大阪産業局 GLOBAL-Tex 事務局

(原本)〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館13F

(電子データ)bpt2025@obda.or.jp

7. 選定に関する事項

審査は、産業局にて選考委員会を設置し、その意見を受けて選定する。プレゼンテーション審査は行わない。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) 審査基準

次の基準(ア)～(エ)に基づき、産業局にて審査を実施する。必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(ア)前提理解

①当事業の目的と出展意図を踏まえた提案であるか

(イ)ブースの全体設計

①優れたコンセプトで、共同出展の一体感を感じるデザインとなっているか

②製造業の技術や製品展示が際立つ工夫や、配慮が盛り込まれた設計となっているか

③魅力的な色使い・形状等で来場者を誘引できる提案となっているか

④来場者が全社にコンタクトできるよう、回遊性が高まる工夫がされているか

⑤接客がしやすく、商談時に通行を阻害しないレイアウトとなっているか

(ウ)企業展示ブースの設計

①各出展者の要望に合わせて、柔軟に対応できるものとなっているか

②ストックスペースやコンセントなど、出展者が使いやすいように工夫されているか

(エ)類似業務実績と費用の妥当性

①展示ブース制作実績が豊富で、確実な業務遂行が見込まれる実施体制となっているか

②費用根拠が妥当であり、見積もり金額と提案内容が合致しているか

※評点が同点となった場合、(イ)・(エ)の合計点が高い方を上位とする。

※各項目10点、合計100点の配点とする。

(2)失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
 - イ 同一参加者が複数の提案を行う
 - ウ 選考委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
 - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
 - ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ケ 提案見積もり書に記載の額が、項目2(3)の契約上限額を超えているもの。

(3)選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての参加者に対し、2025年3月26日(予定)に様式1に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、産業局ホームページに掲載する。
なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8. その他

- (1)本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和7年度大阪市一般会計予算の成立と、大阪産業局事業交付金の交付決定を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、産業局はその損害について一切負担しない。
- (2)企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3)全ての提出書類は返却しない。
- (4)提出された書類等は、審査・受注予定者選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (5)期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、産業局より指示があった場合はこの限りではない。
- (6)本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については産業局と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7)参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無

効とする。

(8)受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であったものから順に契約交渉を行うことができるものとする。

9. 提出先、問合せ

住所 :〒541-0053
大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 13 階
公益財団法人大阪産業局 GLOBAL-Tex 事務局

電話 :06-6264-9920

E メール : bpt2025@obda.or.jp